

第五回國會議院通信委員會會議錄第十三号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯坂 定輔君 理事加藤隆太郎君

理事原 健三郎君 理事金塚 孝君

宇野秀次郎君 大和田義榮君

風間 啓吉君 高塩 三郎君

坪内 八郎君 橋本登美三郎君

降旗 徳彌君 松本 善壽君

井之口政雄君

出席國務大臣

通信大臣 小澤佐重喜君

出席府政務委員

通信政務次官 武藤 嘉一君

通信事務官 小笠原光壽君

(郵務局長) 通信事務官 村上 好君

(貯金局長) 委員外の出席者

專門員 吉田 弘苗君

專門員 稻田 彌君

五月十二日

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(參議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)(參議院送付)

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案(内閣提出第一五五号)(參議院送付)
郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案(内閣提出第一七〇号)(參議院送付)

同日

屋久島の永田、栗生、口ノ永良部郵便局に集配事務開始等に関する請願

(岩川與助君紹介)(第一六三八号)

市野々郵便局に集配事務開始の請願

(牧野寛君紹介)(第一六四七号)

東京中央電話局内改革に関する請願

(神山茂夫君紹介)(第一六七一号)

の審査を本委員会に付託された。

枕崎郵便局無線分室敷地等拂下に関する陳情書(鹿兒島縣川辺郡枕崎町議會議長伊集院祐知外一名)(第四四五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(參議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)(參議院送付)

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案(内閣提出第一七〇号)(參議院送付)

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類賣さばき所に関する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案、以上四件を

一括して議題といたします。質疑を許します。

○松本(善)委員 切手の賣さばきと、それから収入印紙の賣さばきの件であります。この前大臣からも一應御答弁を願つたはずであります。大体それによつて収入の上るものが、三百五十万円というわずかな数字であります。このわずかな数字によつて、今後通信省がどうあるべきであるかという考え方を、むしろ私をして言わしめるならば、今後の通信省のあり方というものは、アメリカと同じようなあり方、と言つては申訳ないのであります。が、すなわち民間事業として、大体そういう通信事業というものの一部は、あつてもいいという私の考え方からいたしますと、切手の賣さばき、あるいは収入印紙の賣さばきに、大体一箇月にその収入において一何何がしという数字を押えて、それ以上は賣つてはいけないうような規定をして、得るところが三百五十万円の収入であるとするならば、そういうような少額の金額までも、なぜ制限しなければならぬか、こつこつとありま

ず、どうしてもその点は今後の通信省のあり方としては、納得行かないと思ふのであります。おそろくこれは大臣の主観や何かでなくして、事務当局がこの行政整理に関して、何とか首切りを少くしよう、そのためにそういうようなややこしい数字まで持つて来て、つじつまを合せようというような方策ではあるまいかと思ふのであります。

従いまして私は、この切手の賣さばきに対するところの制限額を設けたということについては、一應は反対するものであります。しかしながらこれによつてどうしてもある程度の財源を見、ある程度の精神的なところの落ちつきを発見しようとする場合においては、これを了承するにやぶさかでないものであります。以上でございます。

○小澤國務大臣 今郵務局長が通信局長會議に出席しておりますので……

その御意見は前々回にも質問として出されたので、よく了承いたしました。が、ねらいは大口の消費者が、やは

り無制限にこれを認めまして、この割引以下で割引いて、そうして両方でもうかるというのをされまして、それだけ本来通信省に入るべき収入が少くなるということ、切手のやみ取引、すなわち額面以下で取引されるということについては、非常に通信省としては警戒しなければならぬ問題であると思つております。しかしお話のようないふ点は、將來いわゆる切手の賣さばき人がみずから自棄いたしまして、そういう額の制限をしなくとも、今までのよ

うなやみの販賣がなくなるというようないふ見通しがついた場合においては、松本君の所論のような方法に漸次改める考えでありますから、どうぞ一應われわれの心配しておる点を了承されまして、原案でお認め願ひたいと考えております。

○松本(善)委員 大臣の御答弁で了承するにやぶさかでないものであります。が、通信省以外に、大蔵省のことを一言いたしますと、タバコなどはほとんど事實で、賣さばき関係においても、ある程度の利益というものを認めてやつておるのであります。そうして自主的な個人の企業体で、それによつて何らかでもサービスをよくしようとする民間事業者というものは、それによつてお客さんに便利を與えたり、それによつて利益をあげるなどという、そういうこまかい考えはないと思ふのであります。通信省におけるところの、あるいは大蔵省におけるところの事實事業、そういうタバコを扱つておるということによつて、ほかの商賣もできる、いわゆる客足をそれだけ呼び寄せるといふようなことがなし得るのではないか。民間の業者はそのねらいどころが、そういうこまかい観点に立つておるのでなくて、その他におけるところの取引関係にも関連性があるのではないかと思ひます。その点一應納得いたしますが、この点について今後大臣も、そういう場合が来たならば、私の考えるような方向にしたいという御意見でありますかゆえに、私

はこのことに対してはこれをもつて終ります。

○辻委員長 ほか御質問はございませんか。

○井之口委員 この郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案であります。今この事業に、証券の整理に携わつておる方々が、全部で何人くらいおいでになりますか。この整理の結果、この人員がどうなつて参るのではありませんか。その辺をちよつと……。

○村上(好)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。証券の保管に携わつておる人間は、二十四年度の予算におきましては二千二百九十七人認められております。それで実際の配置人員は、三千五百名、もしくはそれ以上に相なるかと存じます。この業務をかような方向で整理いたしますことによつて、従事員はどういうことになるかと申しますと、初年度におきましてはこの証券保管の事務に携わつておる者が、貯金事務の方に大部分携わることになりますので、正味の削減人員は百二十七人でございます。二年度に千五百六十二人減るといふことになります。三年度におきまして六百八名、それで予算面の二千二百九十七人というものが、三年間で節約になるという建前でございます。従いまして初年度はほとんど従来の人がそのまま継続するといふわけでございます。

○井之口委員 そういたしますと、この保管されておる証券の当りくじも探さなければなりませんし、それから償還事務並びに賣却事務等いろいろな事務がありますが、それは大よそどれくらいのものが今という機関で、整理さ

れて行くのでありましょうか。その辺の過程の具体的な説明が願いたいと思ひます。

○村上(好)政府委員 從來から残つております当選調査の事務が相当ございませう。この法律で九月一日以降は当選調査をする必要がなくなりますので、それまでの当選調査をやらなければならいませうが、大体年度一ぱいくらいで、それは完了せられるだろうという見込みを持つております。

○井之口委員 私たちがちよつと考えますと、一年間ではこれが十分に行われないのじやないか、あるいはもしこの人たちのせび整理しなければならぬといひますれば、それらの配置轉換によつてこの人たちの失業というふうなことを防止する方法、これが当局の方において何らかお考えになつていらつしやるのじやないでしょうか。これからいふ郵便貯金の事業は盛んになつて参らなければならぬ性質のもの、これまでのインフレがずつと進行して参ります過程においては、郵便貯金などというものも非常に預ける人が少かつたのでありますが、これが安定して来ると、そういう方面の事業がますます多くなつて来るのではないかと、むしろそういう方面に、整理せぬでも多数を收容してやつて行つた方が、全体の郵便事業のためによくなるのではないかと、いふことを考えますがいかがでありますでしょうか。

○小澤國務大臣 お話のように事務が減少いたしますれば、それだけ職員も少くてよいといふことになりませうが、事務が漸次減少して来る部分につきましては、いたすらに失業させるような措置を講じませんで、ただいまの証券

の整理事務がなくなりましたも、貯蓄事務の方に配置轉換するといふような方法で、できるだけ職員の不安がないような方向で進んで行きます。さらに御承知のように毎年一定の自然退職者がございませうので——これは急に事務が減るのではない、だん／＼減つて行くのでありますから、そういう面とらにらみ合せて、特別に今回の行政整理以外におきましては、いわゆる本人の意思に反して退職せぬでも十分できるのではないかと考えております。

○井之口委員 大臣の今のお話で十分よくわかりましたが、そういうふうにしてなるべくこの方々の生活を保障し、今日のこういう時勢でございませうから、路頭に迷わせるようなことのないように、やはり國家の事業に参画して行かれましては、本人にとつても幸いなことでありますし、國家にとつてもこれよりよいことはないと思ひますから、どうぞひとつその点をお含みおき願ひまして、むごい方向に進行しないようにやつていただきたいと思ひます。これをもちまして私はこの案に賛成するものであります。

○加藤(憲)委員 大体質疑も終了いたしましたようでありますから、私は動議を提出いたします。これにて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○辻委員長 ただいまの加藤君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議がないものと認めまして、質疑を打ち切ります。

これよりただいま議題となつております郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に

基いて保管する証券の整理に関する法律案、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案の四件について、討論を省略してただちに採決に入ります。

四案について原案の通り議決するに御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて四案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお衆議院規則第八十六條による四案に対する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

次会は公報をもつてお知らせすることにし、本日はこれにて散會いたします。

午後二時十七分散會

〔參照〕

郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕